

環境省における災害関係事業について

- 環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」、「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

➤ 災害等廃棄物処理事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②補助率 1 / 2

③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・ 清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・ 廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
- ・ 平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加

➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業

(概要)

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

①事業主体 市町村、廃棄物処理センター・PFI選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社

②補助率 1 / 2

③補助根拠 予算補助（東日本大震災は法律補助）

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

- ・ 平成5年度まで及び平成8年度以降は立目流用により対応
- ・ 平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
- ・ 平成26年度予算から当初予算に計上

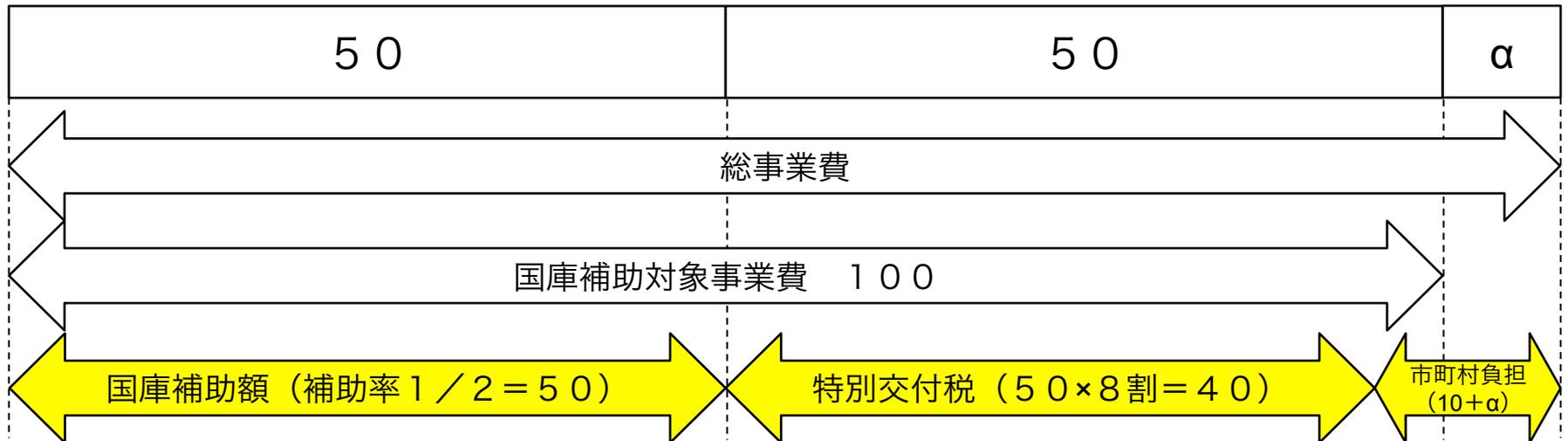
災害等廃棄物処理事業費補助金について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局会立	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

災害等廃棄物処理事業費補助金について

- 災害等廃棄物処理事業費補助金は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受け発生した災害廃棄物进行处理するため、廃棄物処理法第22条の規定により、被災市町村へ財政上の支援を行うもの。
- 事業主体は市町村、補助率は1 / 2。
- 自治体負担部分の1 / 2（いわゆる補助裏）に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされる。

(負担割合のイメージ)



災害等廃棄物処理事業費補助金について(補助対象)

災害等の発生

【ごみ処理】

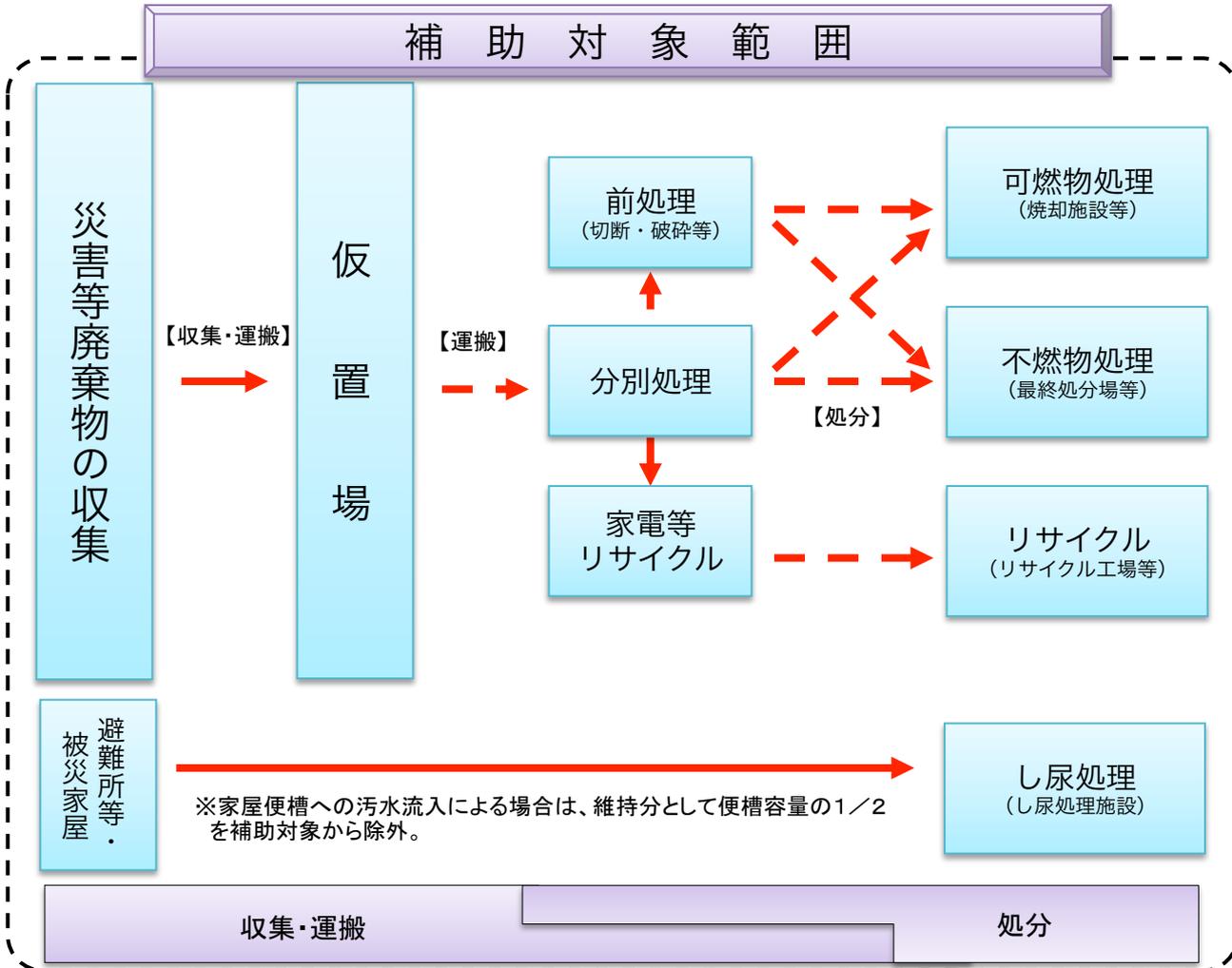
がれき等の災害廃棄物が大量に発生

- 災害廃棄物の発生
- 漂着ごみ被害の発生

海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着

【し尿処理】

- 家屋便槽への汚水流入
- 避難所・仮設トイレのし尿



出典:「災害関係業務事務処理マニュアル」
 (廃棄物対策課、平成26年6月。HPに掲載。)
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

- 【主な補助対象経費】**
- ・労務費(公共工事設計労務単価によるもの)
 - ・自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
 - ・機械器具の修繕費
 - ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費
 - ・処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
 - ・条例に基づき算定された手数料
 - ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
 - ・し尿の汲み取り費用 など